

令和2年3月9日

登山関係部顧問 様

登山専門部  
委員長 関 研一

### 令和2年度の保険加入について

早春の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、選手登録の義務化にあたり、令和2年度の登録にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、本専門部の方針を以下に示しますのでご確認いただくとともに、各種保険への加入を徹底していただきますようお願い申し上げます。

なお、これまで各校独自の山行時に専門部担当を介して加入していた「三井住友海上火災京葉総合保険企画の登山専門部傷害保険」は、残念ながら廃止といたします。これは、保険契約の変更があり、専門部独自の保障内容が組めなくなったこと、保険料が値上がりすること、保険加入の実務が煩瑣となってしまうことが理由です。ただし、令和2年5月22日までは契約が継続していますので従来通りの申込が可能です。また、令和2年5月22日以降も各校において個別に契約は可能ですので委員総会の際に配布するパンフレットをご覧ください。

各校におかれましては独自に保険加入することとなりますが、引き続き山行時の保険加入の徹底をお願い申し上げます。

1. 本専門部主催の各種大会・安全技術講習会については、従来通り三井住友海上火災京葉総合保険企画または同等の傷害保険に加入する。
2. 各校独自の山行に際しては、必ず何らかの保険に加入していただく。ただし、スポーツクライミングを日常から練習に取り入れている学校については、ビレーヤーの賠償責任の補償が含まれる山岳共済会の山岳遭難・搜索保険の加入を強く薦める。この保険は山行ごとの契約ではなく、加入から翌年の4月1日まで有効であり、山行ごとの契約の必要がない。
3. 前出1.のとおり、本専門部主催行事の参加費には京葉総合保険企画または同等の傷害保険が含まれる。特に山岳共済会の保険に加入した学校で、保険の重複を希望しない場合には、専門部で用意した手続きを経ることで参加費から保険料を除外できるようにする。ただし、県総体登山競技に関しては、開催時期の関係で、参加費に京葉総合保険企画または同等の傷害保険を含め、参加者全員加入とする。